

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法令、条例及び他の規則等に特別の定めのあるもののほか、本組合の財務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 予算の編成及び執行に関しては、筑西市予算規則（平成 27 年筑西市規則第 22 号）の例による。

2 会計事務に関しては、筑西市会計規則（平成 27 年筑西市規則第 23 号）の例による。

3 入札契約に関しては、筑西市契約規則（平成 25 年筑西市規則第 42 号）その他取扱要綱等の例による。

4 公有財産の取得、管理、処分その他公有財産の取扱いに関しては、筑西市公有財産管理規則（平成 27 年筑西市規則第 24 号）の例による。

5 公金の運用に関しては、筑西市公金運用規則（平成 17 年筑西市規則第 44 号）の例による。

6 物品の取得、保管、使用及び処分に関しては、筑西市物品管理規則（平成 27 年筑西市規則第 25 号）の例による。

7 債権の管理に関しては、筑西市債権管理規則（平成 27 年筑西市規則第 26 号）の例による。

8 建設工事の執行に関しては、筑西市建設工事執行規則（平成 17 年筑西市規則第 125 号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(筑西広域市町村圏事務組合財務契約規則の廃止)

2 筑西広域市町村圏事務組合財務契約規則（昭和 56 年規則第 6 号）は、廃止する。